小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ゼロ・カーボンに向けた目標達成及び木質バイオマス燃料の普及促進を図るため、木質ペレットストーブの購入等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領及び小布施町補助金等交付規則（昭和 46 年小布施町規則第６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱（以下「本要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　ペレット　日本農林規格(JAS)に規定する木質ペレット燃料で、製材時の端材や間伐材などの木材を粉砕し円柱形に成型したものをいう。

(2)　ペレットストーブ　欧州規格(EN)又は業界規格(JFSA/PSJ-01）に準じて試験を受けていることが証明できるストーブで、燃料としてペレットのみを使用するものをいう。

(3)　建物　住宅及び事業所のことをいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1)　補助金の交付の対象となるペレットストーブ（以下「交付対象設備」という。）を所有し、町内に住所を有する建物（新増築する建物を含む）に設置する者

(2)　町税及び分担金、使用料等の滞納がない者

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付対象者から除く。

(1)　過去に本補助金の交付を受けた者（同一世帯員を含む。）

(2)　補助金の交付を受けて交付対象設備を設置した建物と同一の建物内に設置しようとする者

(3)　小布施町暴力団排除条例（平成 24 年小布施町条例第 16 号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者でない者

３　交付対象設備を設置する建物に他の者が所有する部分があるときは、あらかじめ当該建物に係る全ての所有者の承諾があるときに限り、補助の対象とする。

（交付対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、ペレットストーブ本体及び煙突用資材の購入に要する費用並びに設置に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除く。

（交付対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業は、補助金の交付申請をした日の属する年度の２月末までに交付対象設備を設置する事業で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、既存設備を更新する場合は、メーカー保証期間が経過しており、かつ、二酸化炭素の排出の削減に効果があるものとする。

(1)　交付対象設備の法定耐用年数が経過するまでの期間において、当該事業により取得した温室効

果ガス排出削減効果をＪクレジット制度への登録等により第三者へ譲渡しないこと

(2)　「木質バイオマスストーブ環境ガイドライン（環境省)」及び関係法令を遵守すること

(3)　交付対象設備の使用による煙の発生について、近隣住民等の迷惑とならないよう留意すること

(交付要件)

第６条　交付対象設備は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)　定置式の設備であり、購入時点で未使用品であること

(2)　商品化され、かつ、導入実績があること

(3)　電気的な着火及び制御機能を有すること

(4)　住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム等に基づく性能試験が実施された設備であること

(5)　長野県内に事業所又は代理店を有する販売店から購入すること

(6)　煙突は二重断熱管等により有効に断熱された構造とし、立上げ高さが１メートル以上あること

(7)　設置から３年間は長野県内で製造及び販売されたペレットを使用すること

(8)　国庫補助金又は交付金（国庫を財源として長野県が実施する補助金及び交付金を含む）の交付を受けていないこと

(補助金の額)

第７条　補助金の額は交付対象経費の３分の２以内とし、その上限額は 60 万円とする。

2　前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、交付対象設備の売買契約を締結する前に小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類（以下「交付申請書等」という。）及びその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1)　本人確認書類の写し

(2)　交付対象設備の見積書の写し

(3)　交付対象設備の仕様書及びカタログ

(4)　交付対象設備の設置予定個所を示す写真又は図面

(交付決定)

第９条　町長は交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付可否を決定し、小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付決定・不決定通知書（様式第２号）により当該交付申請者に通知するものとする。

2　補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金変更承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

3　前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金変更承認・不承認決定通知書（様式第４号）により当該交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条　交付決定者は、交付対象事業を完了したときは、速やかに小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類及びその他

町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1)　交付対象設備の売買契約書又は領収証の写し

(2)　交付対象設備の保証書等の写し

(3)　交付対象設備の設置状況を示す写真

(4)　交付対象設備の型番及び製造番号（銘板）を示す写真

（補助金の額の確定）

第 11 条　町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現場確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第 12 条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金請求書（様式第 7 号）に口座情報が確認できる書類の写しを添えて、町長に提出するものとする。

2　町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（利用状況の報告）

第 13 条　補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた年度から起算して 3 年間、小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金利用状況報告書（様式第 8 号）に長野県で製造及び販売されたペレットを使用したことが確認できる書類の写しを添えて、町長に報告するものとする。

（手続きの代行）

第 14 条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付に係る手続きを交付対象設備の販売等をする者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。

2　手続代行者は、本要綱及び町長が別に定めるものの全てを理解し、事業が円滑に推進できるよう努めるものとする。

3　町長は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとする。

(財産の管理及び処分)

第 15 条　交付決定者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図るように努めるものとする。

2　交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間が経過するまでにおいて、取得財産等の処分（補助金の目的以外に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。）をしようとするときは、小布施町木質ペレットストーブ導入促進事業補助金取得財産処分等承認申請書（様式第 9 号）を提出し、町長の承認を得るものとする。

（交付決定等の取消し等）

第 16 条　町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すとともに、交付した補助金を返還させることができる。

(1)　偽りその他不正な手段により交付決定等を受けたとき

(2)　交付決定等の内容、これに付した条件その他法令に違反したとき
(3)　本要綱に基づく町長の請求及び指示等に従わなかったとき
(4)　交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間が経過するまでにおいて、取得した交付対象設備の処分をしようとするとき
(5)　小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付申請取下書（様式第 10 条）による交付申請の取下げがあったとき

2　町長は、前項の規定による交付決定等の取り消し又は補助金を返還させることが決定したときは、小布施町ペレットストーブ導入促進事業補助金交付取消決定通知書（様式第 11 号）により速やかに当該交付決定者に通知するものとする。

(交付事業の経理)

第 17 条　補助金の交付を受けた者は、補助金の経理についてその収支を明確にした帳簿書類を本補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておくものとする。

(指導及び助言等)

第 18 条　町長は、交付決定者に対し必要な指導及び助言等を行うことができる。

(個人情報の取り扱い)

第 19 条　町長は、補助金の実施に関して知り得た全ての情報について、補助金の目的を達成するために必要な範囲において、国及び地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う同種の補助金交付事業にかかわる目的にのみ使用することができる。

2　町長は、補助金の額の算定その他補助金の目的を達成するために必要な範囲において、交付決定者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。

3　前 2 項及び法令に定められた場合を除き、町長は、補助金に係る個人情報について、本人の承諾なしに第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(補則)

第 20 条　本要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2　この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。